

令和3年

第2回市議会定例会 議案第13号

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等
を定める条例（令和2年函館市条例第8号）の一部を次のように改正す
る。

目次中

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条～第105
条） を

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第103条～第105
条） に改

第8章 雑則（第106条） 」

める。

第6条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第7条第7項中「および第4項第1号」を「，第4項第1号および次
項」に改める。

第79条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

（電磁的記録等）

第106条 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は，作成，保

存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第14条第1項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。）、第18条（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条および第102条において準用する場合を含む。）および次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等およびその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児または通所給付決定保護者である場合には当該障害児または当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第6条第5項、第7条第7項および第79条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定障害児通所支援事業者等およびその従業者が書面に代えて電磁的記録により記録の作成を行う場合等に関する規定の整備等をするため